【委員会記録】

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10 時 46 分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の 11 月定例会提出予定議案につきまして、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②）

○ 議案第1号　平成 23 年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

○ 議案第 29 号　徳島県腕山放牧場の指定管理者の指定について

○ 議案第 30 号　徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について

○ 議案第 31 号　徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について

【報告事項】なし

豊井農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料によりまして、御説明を申し上げます。

今回、提出を予定しております農林水産部関係の案件は、債務負担行為及び指定管理者の指定でございます。

経済委員会説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算の債務負担行為についてでございます。

平成 24 年度から新たな指定管理者を指定するに当たりまして、公の施設の管理運営協定に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

限度額でございますが、徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定につきましては、5,292 万円、徳島県立神山森林公園の管理運営協定につきましては、2億 868 万 8,000 円となっているところでございます。期間につきましては、いずれも平成 24 年度から平成 26 年度の3年間でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

その他の議案等の（1）指定管理者の指定についてでございますが、平成 18 年度から農林水産部の3施設につきまして、指定管理者制度を導入しているところでございますが、平成 24 年3月末をもって、現在の指定期間が満了いたしますため、新たな指定管理候補者を選定する必要がございます。このため、このたび農林水産部指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえまして、指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付するものでございます。

今回、アの徳島県腕山放牧場につきましては、徳島県酪農業協同組合を、イの徳島県立神山森林公園につきましては、徳島中央森林組合を、ウの徳島県立高丸山千年の森につきましては、かみかつ里山倶楽部をそれぞれ指定管理者に指定するものでございます。指定の期間といたしましては、いずれも平成 24 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までの3年間を予定しております。

なお、候補者の選定理由、選定委員会における選定の経緯等につきましては、お手元にお配りしております資料、指定管理候補者の選定結果についてに記載のとおりでございます。

以上で、農林水産部の提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

今回、報告事項はございません。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

川端委員

おはようございます。

それでは、私からは、まず今問題になっておりますTPPについて、少し質問をしたいと思います。

先日、野田首相が 11 月 11 日にTPP交渉参加に向け、関係国との協議に入るといった表明をされました。続いて、APECの場でも同様の方針を示したところであります。今後、本格的な交渉参加に向け、政府は動いていくということになると思いますが、TPPのこの交渉参加に対して、徳島県としてはどのようなスタンスでこれから対応していかれるのか、まずそのことからお尋ねしたいと思います。

志田農林水産政策課政策調査幹

TPPについての御質問でございます。

TPPにつきましては、関税の撤廃によりまして、農林水産分野に大きな影響が及ぶということが懸念されますことから、県といたしましては、昨年度から国に対しては、国民の食の安全・安心を守るという観点からも農林水産業の振興の道筋や具体策を明らかにした上で、生産者の皆様や国民の合意を得る、それが交渉参加の大前提であるということを申し上げてまいりました。

しかしながら、こうしたことがほとんどなされない状況の中で、今日に至っておりまして、また県議会においても9月議会におきましては、現在のこのような状況の中で、交渉参加は容認できない、するべきでないというような意見書を国に提出いただいたところでございます。

今、川端委員からもお話がありましたように、政府においては、先週APEC首脳会議を前にして、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入るということを決定したところでございまして、この決定には、県として非常に残念な思いをいたしております。それで、政府が交渉参加に向けて踏み出したというところではございますけども、県内の生産者団体の皆様からは強い反対の声が上がっておりまして、県としてはこのような状態で交渉に参加すべきでないというのが基本的な考え方でございます。

川端委員

本当に残念というふうな思いであります。生産者からは反対という声が大きく今上がっておるという状況でありますけれども、国から上がってくる情報が大変少ないということが、1つの大きな問題ではないかと思いますが、さまざまな分野、例えば医療でありますとか、それから資格に関する問題でありますとか、食品の安全問題に関することとか、本当にさまざまな課題があると思いますが、農林水産部としましては、このような情報の少ない中でどのようにこれから対応していこうとされておるのか、もう一度お願いいたします。

志田農林水産政策課政策調査幹

今、川端委員からもお話がありましたように、TPPの問題については、これまで農林水産分野のみならず、十分な情報提供が国からなされていないということが問題点の1つだというふうに思っております。

今後、国においてはTPPによって、どういうような影響がもたらされるのか、またそれに対して国としてどういうふうに対応していくのかということについて、もっと積極的に国民に情報を開示して、そして十分な説明を行っていくと、そういう責任があるのではないかと考えております。

政府が交渉参加に向けた協議に入ったということで、今後、農林水産業に関する情報もいろんな形でふえてくるということが予想されますので、そういった情報を積極的につかんでいくとともに県庁の庁内の各部の横断的組織として設置しておりますTPP対策企画員室などにおきまして、情報共有を図りながら、まずはTPPがもたらす影響について、より詳細に分析を行いまして、その上で今後の対応につなげていきたいというふうに考えております。

川端委員

私、十分に理解してなかったんですが、TPPに対する企画員室というものが立ち上がっているということですが、これはいつ立ち上げて、今どんな状況になっとんですか。部局横断的ということですね。その状況を教えてください。

志田農林水産政策課政策調査幹

TPP対策企画員室につきましては、昨年度の政府の動きを受け、ことしの3月に設置をしております。庁内の農林水産部は当然でございますけれども、企画総務部、県民環境部、保健福祉部、商工労働部、県土整備部といったところの担当者で構成をしておりまして、本年度に入っては、4回、企画員室会議というのを開催しております。その時点時点で、各部が持っている情報を出して情報共有する、また関係団体の動向等について、それぞれが発表するという形で会議を進めているところでございます。

川端委員

わかりました。きょうは農林水産の方にお聞きしておりますから、特に農業の問題、大変心配されておるということがよくわかりますし、私もこのTPPがいよいよ本格的に始まりましたら、一説には、農業の広域化というんですか、集約化というんですか、今、徳島県は大体、1農家の畑の面積が 0.8 ヘクタールというようなそんな状況、これが 20 にも 30 にもというような大規模農業というふうなことも言われております。

そこで、私が一番心配するのは、今後そういうふうな大規模営農のあり方の中には、後継者の育成がどうなるのかということを心配しております。といいますのも、今までの農業というのは、農家の家族の中で息子さんが親の跡を継ぐといったような後継者の育成を重要視してきたわけですが、それが大規模になるということになると、この後継者の育成を大変心配するんですが、これはどのように農林水産部ではお考えでしょうか。

河野教育研修課長

川端委員さんのほうから担い手のどういうふうな対応ということでございますけれども、TPPに加入というふうなことになれば、また条件も変わってこようかというふうには思いますけれども、現在、本県の担い手の育成確保につきましては、次代を担う新規就農者を確保することはもちろん、本県農業の中心的な役割を担う農業法人を含めた安定的で力強い認定農業者の育成を目指しておるということでございます。

また、このような担い手のいない中山間地域等におきましては、持続的な農業を維持していくための集落営農組織の育成を図ることとしております。具体的に申しますと、新たな就農者の育成というふうなことで、就農相談窓口の設置でありますとか、アグリテクノスクールの開校、それから農業法人での就農を促進する農の雇用事業の活用、それから集落営農組織への設立支援、また機械等の補助等をやっておるというふうなところでございます。

以上でございます。

川端委員

ということは、こういうことですか。将来どうしても日本の国としても、大規模営農のあり方というのは、これは進めていかないといけないわけですが、それに対して県としては、それをサポートするような仕組みづくりには、着手しているというふうに理解したらいいんですか。

河野教育研修課長

規模の大きい農家ということもございますけれども、徳島県におきましては、園芸というふうなこともございます。そういうふうな経営的に安定できるような組織をつくっておるというのが、一番の問題であると思います。ただ、稲作でありますとか、面積が必要なものにつきましては、集落営農等を活用して、稲作の経営の安定を図っていきたいというふうなことで取り組んでいるところです。

川端委員

わかりました。きょうは事前ですから、このことについては付託でも詰めていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

大西委員

私も今の川端先生の関連で、TPPの問題についてお聞きをしたいと思います。

新聞によりますと 11 月 11 日に総理が表明をして、新聞各社もこの記事をこぞって書いておりますが、少し

新聞、私も読ませていただいて、なかなか難しい問題だなという思いをしながら読みましたけれども、先ほどの川端議員さんの質問の中で調査幹さんが、徳島県としては、交渉に参加すべきではないという基本的な考え方でありますと、こういうふうに一番最初の質問の最後に明確にお答えになりました。

私もこの新聞記事を見て、今後のスケジュールといたしますと来年の春、４月か、５月か、６月か、そのころに具体的な交渉に参加して、交渉を始めるというような記事でございますけれども、その間、5カ月ほど、時間の余裕があるのかなというふうに思いますが、今、調査幹が交渉に参加すべきでないという徳島県の基本的な考え方ですと、これはどういうことなのかなあと。つまり、総理が決断をして、交渉参加をすると表明して、それは徳島県としては認めないと、こういうようなことなんだろうかなと。こちらも気持ちは同じなんですが、その関係の新聞記事を見ると、果たして、それを徳島県としての基本的な考えを、交渉に参加すべきでないんだということ、これ実行できるんですか。具体的なそういう対応というのは、何か考えられておられるんですか。

つまり、豊井部長を初め、徳島県農林水産部の皆さん方が農家の方と一緒に東京に大挙繰り出して、そして国会の前でデモするとか、それから農林水産省の前で声を上げるとか、官邸の前で座り込みするとか、そんなことをされるんですか。そういう意思表明をされて、断固としてこの交渉参加をすべきでないという表明を、徳島県としてはしていくんですか。これ、どうなんですか。飯泉知事が残念ですと、我々の言葉を聞かずに見切り発車して、非常に残念だというコメントをして、県としてもこの対策を立てたい、基本的な考えは交渉に参加すべきでないんですって言って、ただ情報集めるだけでいいんでしょうかね。どれくらいの決意を県の農林水産部としては、してるのかなということをみんな知りたがってるんじゃないかなと思います。これ、どうしようもないのか。つまり、外務省が率先してやっているので、徳島県としては具体的な手が打てないのか。それとも先ほど調査幹が言われた基本的な考えは、こうですなんて堂々と言っているということは、それに対して徳島県としては、何か具体的に行動するのか、この基本的な考え方に対して。当然、知事を初めということになると思いますけれども、知事はおりませんが。県の組織がある中で、保健福祉も関係するだろう、商工もメリット、デメリット両方あるだろう、さまざまあると思うんです。だけど、この部が一番影響が大きいわけですから、この影響の大きい部がどうするのか、何をするのか。徳島県は農林水産県と言われているけれども、農林水産業は今までの紙面ですと、TPPに参加して、そして関税が全部、全部とは言いませんが一部例外を除いて、関税がなくなった、撤廃された。こうなったら農林水産業というのは大打撃を受けるというふうに、先ほど言われたTPP対策企画員室会議というのが報告をされているのは、30%売り上げが減るとか、いろんなことを報告されているというふうに新聞では出てますけれども、そういったことが必ず起こるという、そういう前提で考えられているわけでしょうから、徳島県の農林水産業を守るということは、今後、農林水産部として豊井部長を初め、どういうことをしようとしているのか。

来年の交渉参加決定まで、具体的な交渉に参加するまでの間に、先ほど言われた交渉に参加すべきでないという基本的な考え方をどのように具現化して徳島県として臨んでいくのかというのが、全く先ほどの質問では見えてこなかったんですけれども、そこら辺のこれから諸外国の動きとともにいろんな変化があるんだろうと思いますが、現時点でどういうふうに具体的な対応策を考えられておるのか。

また、どのように国に反対ということを、あるいは交渉に参加すべきでないという徳島県の基本的な考え方

を総理や農林水産大臣に伝えていくのか。意見書や文書を出しただけでは、だめだと私は思いますけどね。そこら辺もうちょっと、皆さんの本音を聞かせていただきたいと思います。

新田農林水産部次長

TPPにつきまして、今後どのようにするのか。それから反対と御答弁申し上げましたことにつきまして、どういうふうな内容なのかということにつきましての御質問でございます。

今回のTPP交渉参加に当たりましては、我が国の農林水産業のあり方など、国民の食の安心・安全を初めさまざまな分野に影響を及ぼすことが予測されているにもかかわらず、そのメリット、デメリットについてほとんど情報開示がされておらず、外圧に押し切られる形で交渉参加を表明したことは、極めて残念であるというふうに県といたしましては考えております。

ただ、先ほど政策調査幹のほうが申し上げましたように、TPP交渉参加することにつきましては、反対であることに変わりございませんが、しかしながら、残念ながら野田総理の決断で、交渉参加に向けての協議を開始することが決まったところでございます。本来、国は先ほど申し上げましたように、TPPに対する影響を情報開示し、きちっと対策を検討していただきまして、これを知らしめた上で交渉参加を決断すべきであったというふうに私ども考えておりましたが、残念ながらそれが行われておりません。

このため県といたしましては、これからまずすべきことといたしまして、TPPによる影響をまず正確に把握することであろうかと考えております。このため、先ほど志田調査幹のほうが申し上げましたように、今後、積極的な情報収集と、収集した情報に基づく各分野におけるメリット、デメリット、それにつきまして詳細に分析を行いまして、その上で適切に対応してまいりたいと考えております。

また今後、協議が開始されまして、まだ数カ月、実際の交渉に入るまでには期間を要するであろうと思われておりますが、その間、国のほうからも基本的に外交問題でございますので、すべてが明らかになるとは考えられませんけれども、徐々に国のほうから情報開示を行うということも言われておりますので、各省庁、それから全国知事会等を通じまして、まずはその情報を収集いたしまして、そのメリット、デメリット、その分析を行った上で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大西委員

今の次長さんのお話を聞けば、私もそれはそうなんだろうなと思うんですが、結局、表と裏があって、表は断固反対、交渉に参加するなと。徳島県としては言い続けると。こういうふうなことなんだけれども、やはり総理が政治決定をした、政治判断をしたということで、それをもう覆すことはできんのではなかろうかと。つまり、そうなってきたら、答えられたのはどの産品にどれくらい影響するか、これは正確に把握するということと、情報収集をして、そしてその分析をして、メリット、デメリットを正確につかんだ上で対策を立てていくということ。つまりこれは、私もそれしかないと思うんだけど、これは条件闘争ですよね。オール・オア・ナッシングでマルか、バツか。賛成するか、反対するかという時期を既に通り越して、あとは条件闘争をすると。ダムとか、堰とかそういうことになるとよくあるんですけれども、道路とか。そういう条件闘争をしていかなきゃいけないというところに入っているということを言われたような私は気がしますが、そういう理解でいいんですか。

それでもう一つ、そういうことであれば、現時点で徳島県の対策会議で話された内容で新聞に載っている

のは、昨年行った試算では生産額が 329 億円減少するなど大打撃を受けると、そしてこのうち農業は、年間生産額の 30%に相当する 286 億円の減少になると、こういうふうに報告されているらしいですね、そちらの部が。それで、そうなってきたら、これだけ巨額の影響が出てくるということは、この試算というのは何の試算なのかわかりませんが、農林水産省が出した試算なのかと思いますが、こういう試算が出てるわけですから、徳島県としては現時点で、これからいろいろ例外扱いの交渉であるとか、さまざまな問題が出てくると思うんです。それから検査体制の、向こうからすると除外とか、そんな問題も出てくると思うんですけれども、まず 1 つは、現時点で大打撃を受けるというのは、米ですか。徳島の農産物では、何が大打撃を受けるのか、ワースト3というか、一番影響を受けるもの、そういうものとして、品目として5品目挙げるとしたら、何が挙げられるんですか。

志田農林水産政策課政策調査幹

まず、1 点目のもう条件闘争に入っているのかという点でございますけれども、先ほど川端委員さんの質問にお答えしましたように、徳島県としてはTPP交渉の参加を判断するに当たっては、農林水産業の分野でいいますと、将来の道筋、振興の具体策というものを示した上で生産者の皆様や国民の理解を得るんだ、合意を得ると。それが交渉参加の是非を判断するに当たっての前提であるという考えに立っておりますが、現在の状況ではその前提が満たされておらないと判断しておりますので、条件闘争ではなく、交渉参加には反対であるという考え方でございます。

それから、次に影響額についての御質問をいただいておりますけれども、大西委員からもお話がありましたように、昨年度、農林水産省の影響の試算に基づきまして、県の農林水産業分野への影響額というのを試算いたしております。それによりますと、先ほどお話がありましたように、全体では 329 億。そのうち、農畜産物の関係でいいますと、286 億の生産額の減少になるのではないかという結果になっておりまして、そのうち、大きなものをというお話でございますので、一番大きなものはやはり米で 140 億円強。それから、次に牛肉で約 50 億円。それから、牛乳、乳製品で 41 億、40 億円程度ということで、このあたりが影響額の大きい品目となっております。

大西委員

5つくらい言ってくださいと言ったんだけど、試算がないのかもしれませんが。米 140 億、牛肉 50 億、牛乳、乳製品 41 億、こういうことで徳島県としては、これが減産といいますか、売り上げが減少するんでないかと、こういうことでございます。これは、当然、関税が低くなって、外国から入ってくるものが安くなって、外国のものを買うだろうと、こういうことで消費者がそういう安いものを買うと徳島県の産品は高い農産物になるということで、売れないということですかね。そういうことであると理解しておきます、理由は。

そういう影響があるということで、条件闘争に入ったんではないということですけど、私が一番最初に言ったように冗談抜きで本当に農林水産部長が旗持って、反対反対と言っていくんですかね。それぐらいしないとマスコミの注目も浴びんし、徳島県から大量の県職員から農家の方から反対に押し寄せてきたみたいな、総理が決断してもこれだけ反対しているんだぞということをやるのか、やらないのかみたいな話になってくるんだけども、私はしないと思うから、多分。それはいいです。表は原則反対、交渉参加は絶対にしてはならない

という表向きの態度は、崩せないというのは私も理解はします。ただ、現実を見た対応をしないと、新聞を読みますと、要は政府が決断をしたら反対を表明しても、みんなが反対反対と言ってもなかなかこれはとまらないというのが、TPPの交渉のあり方のような感じがします。これを最終的に土俵際でうっちゃりをするとすれば、国会で否決するということしかないみたいなんです。そうなってきたら、与野党関係なく国会議員さんに働きかけをして、こういう協定であれば、これは賛成しないでくれということを働きかけていくしかないのかなということを思います。それをどうされるかは、部長に判断していただきたいと思いますが、そういうような今後の対応策をもっと皆さん方も農林水産省に対して、政府に対して、情報開示不足であるというふうに言われておりますけれども、皆さん方も県民に対して、もっと情報を開示して、皆さん方が、今後これに立ち向かおうとしているのか、もっとどんどん、しゃべれる機会には、どんどんしゃべっていただかないといけないんじゃないかなという気がします。徳島県の米や牛肉や牛乳や乳製品に大打撃を受けるということで報告されておりますけれども、もう一つは、この点については、政府が強い農業をつくっていかなきゃいけないと、こういうようなことで食と農林漁業の再生のための基本方針、こういったものを策定して、これから強い日本の農業をつくっていくという改革をしていくということなんですけれども、先ほど川端議員さんも、農林水産業の後継者づくりをどうしていくのかということを言われておりましたが、これもどうも新聞の記事の中には1つの項目として入っているというようなことも書かれております。

それで提案ですけれども、委員長にもお願いしたいんですけど、国の食と農林漁業の再生のための基本方針というか、基本計画というのは私らには提示されてませんかね、まだ。

私ら勉強もしてないんですけれども、やはりこういう国が農業を強くしていこうというものを、それにのっとっていくのがまず1つは早い方法だと思うんです。大変なお金をつけると。新聞によるとできるのか、できないのかわからないけれども、米以外の戸別所得補償をやっていくというようなことが書かれてます。こういったものが本当にできるのかできないのかわかりませんけれども、どういった方向に持っていって、強い農家をつくろうとしているのか。農業をつくろうとしているのか。国がそれをどう考えているのか。

先ほど、川端議員さんが言われた農地の集約化、広域的な使用、こういったものは前の自民、公明の政権が進めておって、そしてそれを戸別所得補償ということでやったがゆえに、集約化されつつあった農地をまた農家がみんなそれをやりますよと。やったら補償してくれるんだから、それは個人の農家であれば所得補償してくれると。こういうようなことで、みんなもとに戻ったわけですよ。そういうようなことがありましたので、この集約化というのは大規模農業しないと太刀打ちできないことがわかっている。だけども、それをできないということについて、課題点があるんですよ。こんなことを徳島県としてはどうしていくのかということを、米以外にも牛肉とか、そういったものにも戸別所得補償をしていく。それで、戸別所得補償をしていったら、生産率が上がるのかといったら、上がらない。安いコストでできるのかといったら、できない。それを大変なお金をかけて、戸別所得補償をしたから強い農家ができるんだということは違うんではないかと思うんです。 ですから、それを徳島県としては、先ほどから何回も言っているように、農林水産県徳島としては、真の農業はこれだと。真の農林水産業はこれだというような、こうしたら強くなるんだというのを徳島県として出さなきゃいけないんじゃないかと思うんです。それを提案していくことが、本当に大事なことになってくるんではなかろうかと思います。

国も先ほど言ったように、そういう基本方針に基づいて、農林水産業を強くしていこうということを考えてま

すから、金はどんどん使うと言っているわけですから、ある程度それにのっとる、あるいはそれを膨らまして、徳島県がこういうことをしたらいいんだよということを認めさせる。そういうことを努力しなければいけないんじゃないかと、今後、と思うんですが、政府がやる今後の食と農林漁業の再生のための基本方針に対して、徳島県として、徳島県の飯泉知事の得意な徳島県発の政策提言といいますか、それでどんどん、徳島県としてはこうしてもらいたい、こうするんだ、こうしたほうが、強い農家、強い漁業、強い林業ができるんだということをアピールできるんじゃないかと思うんですけれども、そういう徳島県としてのTPPに対しての基本的な対策、政策、こういったものを今後まとめられる意思はございませんか。それを国にも求めていく、県でできることは県でもしていく、こういうことをしないと、今後本当に農林水産業を営んでいるところが縮小し、そしてつぶれていくということになってしまうと思うんです。

ですから、そういった県としての対策、計画、こういったものをまとめる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。これは、まとめということで部長、もしお考えがあったら、ぜひともそういうことをやってもらいたいんですが、いかがでしょうか。

豊井農林水産部長

今、大西委員のほうから、国のほうで 10 月 25 日にお示しになりました食と農林漁業の再生のための基本方針、そして行動計画の対応について、戦略として7つの戦略がされておりまして、その中の1つに、川端委員さん、あるいは大西委員がおっしゃいましたように、農地の集積を図る必要があるということで、平たん部で 20 から 30 ヘクタール、そして中山間で 10 から 20 ヘクタールの用地に集積して、強い農林水産業、成長力、競争力のある農林水産業にしなければならないといったような基本方針、行動計画が示されているわけでございます。

私どもとしては、今までも強い農林水産業に向けて取り組んできたところでございます。新たにこうした国から基本方針、行動計画が示されたわけでございますので、それを十分分析して、本当に徳島県として力強い農林水産業になるようにしっかり分析しながら、我々としても必要に応じて、情報発信をしてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

例えば、具体的に申し上げますと、その行動計画で中山間地域において 10 から 20 ヘクタールの集積というお話も出ているわけでございますけれども、私どもの農業としては、施設園芸などの高度土地利用型の農業でございまして、こうした 10 から 20 というような集積が現実的になじむのかどうかといったような問題もございまして、それも今、鋭意検討を加えているところでございますので、そうした検討を鋭意行いまして、本県として農林水産業をさらに再生、発展させるためにどんなことが必要なのかといったことを十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

大西委員

突然、言いましたのでなかなか答えもまとまってないと思いますが、徳島県としては、ぜひともTPPへの対策というものは、具体的にここを強くするとか、ここに国として力を入れてもらうとか、そういうものを具体的にやっていかないといけないと思いますので、そういったTPP対策の政策、施策といったものを集積する対策案みたいなものをつくっていくということは、私は必要だと思います。ただ、部長は、突然私も言いましたので、

そういうことをしていきたいということではなかったんですが、具体的にそれぞれ一つ一つ検討していきたいということなんで、ぜひともこの農林水産部が、TPPには参加したけれども、徳島県の農林水産業は本当に強い農林水産業で諸外国の農林水産物をはね返したと言えるような、そういうような県になってほしいなと思うので、ぜひとも力を入れてやっていただきたいということを要望したいと思います。

以上です。

黒川委員

私もTPPの問題でもう少しお聞きしたいと思いますが、TPPに総理大臣が協議に入ると言ったけれど、今お答えしよるのを聞いたら、協議に入っても出れると、協議に入っても後で抜けれるような答弁だったんじゃないかと思いますが、そんな考え方はあるんですか。

志田農林水産政策課政策調査幹

徳島県が従来から国のほうに対して申し上げているのは、TPP交渉参加を判断するに当たっては、先ほど申し上げましたような農林水産業を守る発展方策を示して、国民の合意を得た上で考えてほしいと申し上げてきたわけでございますけれども、それが今そういう状況にないという中で、参加というのには徳島県としては反対であるということでございます。

委員から御質問のありました脱退できるのかどうかということでございますけれども、それについては、外交上、交渉の問題でありますので、なかなか私どもの立場から申し上げにくいところでございます。ただ、認識としては、今TPP交渉に日本として参加したわけではなくて、関係国との事前協議の段階であると思っておりますので、交渉に参加して脱退ができるのかというような、今、そういうことを言う状況には至っていない。まだ、事前協議の段階であるというふうに考えております。

黒川委員

国、政府として協議に入るということだと思うんで、11 カ国になるんかね。10 カ国になるんかね。日本は、もう入らんでよろしいといって拒否されたら別やけど、どうもこのままいったら日本の農業は壊滅的打撃を受けると。それ以外の医療の問題も、労働の問題も、簡易保険制度がつぶされるという問題が言われているところでありますから、そうはいってもハワイでの話で日本が発言してないことをアメリカがプレス発表したと。これを訂正してくれという話をしましたが、そんなものはやはり訂正はできんというような、また外交のやりとりで。私はTPP交渉は、あの段階で日本はやられたなと。アメリカが勝手にああいうプレス発表をしたというけど、向こうは計算ずくめでして、日本はそれに対して訂正してくれと言っても、訂正は難しいし、できんだろうなというような判断をしていますが、国際的な交渉の中では、あれで入るしかない。入ってやられるしかないという思いをしているわけであります。

そうした中で先ほど大西委員さんもお話しされたように、これがどんどこどんどこやられていって、最後は間違いだったというのか、これで日本はつぶれるというところまでいくんだろうと思いますが、この問題で考えたら、TPPの問題に対して、数カ月という中で判断されると、最後の。数カ月の判断で撤退か、入れてもらえるかということになるんだというお話をされてますが、私はこれはこのままいくと、そう思ってます。そういうふう

にしなかったら、アメリカの戦略として日本を巻き込んで、アメリカの経済の浮揚のためには日本の農業をつぶして、そしてアメリカが経済浮揚していくと。それは円高、ドル安もその戦略で、これは政治的にいきよるし、そう動いていると思いますが、その中で、先ほど外務省と経産省、それから財務省。この3つの中で交渉の窓口というのは、経産省がしよるというように、実質上そうであると思ってますし、また、裏では財務省が全部糸を引きよるということになるんですが、そうした意味で考えたら、徳島県の 329 億、農業で 286 億の被害。先ほど言ったように規模を拡大すると言うても、とてもじゃないが部長が答弁しよったように、徳島県の規模拡大というのは県西部だけでなくて、徳島県総体でもこんなに中山間地で 10 から 20 ヘクタールの集約化というのを 1 回こんなことを計画したというのか、そんなことを青写真にしたというようなものはあるんですか。

来代委員長

小休します。(11 時 37 分)

来代委員長

再開します。(11 時 38 分)

矢野農地計画課長

県におきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものを策定しておりまして、この計画によりますと農地の 44%を担い手の方に集積すると。この基本方針の中には、先ほども各課長が申しましたようにいろんな経営パターンがあるということで、その経営パターンに応じて、こういうふうな形の経営が望ましいのではないかということをお示ししております。

黒川委員

ちょっとよくわからんのですが、私が先ほど言ったように、これは国が、政府が、総理大臣がああいうことを言うた限りは、もう途中で数カ月以内にそのままいくんか、脱退するんかということの二者択一があるんだったら、択一はなしにもう入ってそのまま突き進むしかないだろうと。先ほど言ったように、条約を結んでそれを国会が政治の場で否決すれば別やけどね。国会にしても最終的には、条約と日本の法律とで、どっちが優位かといったら、今の国際のあれからしたら条約のほうが優位ですから、否決するというのは大変なことになると思うんです。国会情勢が変われば別やけど、ほんまに心配。ということは、それで進むしかない。その中で、徳島県の農業を守るということは、徳島は、米、牛肉等々、ワーストスリーの話が出ましたが、やっぱり今からどういう形で徳島県を守るかという青写真をかいて突き進みながら、それを政府にサジェスチョンしないといけないんじゃないですか。これは飯泉知事がいつもああだ、こうだと言っていることだから、徳島県ではこうなる。香川県ではこうなる。高知県ではこうなると、47 都道府県の一部を除いて、それぞれがかいてこうなるんだと。これで国はどうするんぞということを厳しく迫っていって、最後には先ほど委員長が言よったように徒党を組んでいって、安保・三池闘争以上の闘いをしない限りは、ひっくり返らないというんか、ひっくり返せないということになるんだという思いをしてます。

そういう集約化、大規模化、広域化という問題に対して、今の徳島県の少子高齢化がどんどん進む中で、

農業をするっていう後継者が今の状態でもおらない。それが、将来もっと広域化するっていっても、とてもじゃない厳しい状況にあるんだから、先ほど矢野課長が言った行動計画 44%、これもう少しわかるように説明してくれますか。

矢野農地計画課長

県におきましては、農地の利用集積を図るために利用対象集積経営体というものを定めております。利用対象集積経営体と申しますのは、認定農業者、それから各市町村が定めております基本構想の目標とする経営体規模に達しております農業者、それに今後育成すべき農業者を加えた方が利用集積対象経営体でございます。こうした対象経営体の方に県にございます農地の 44%を集約していくというふうな計画でございます。現在のところを申しますと、大体県下に3万 1,000 ヘクタールございますけれども、農地の利用集積面積は、こうした方々に 7,546.8 ヘクタール、全体の 24.3%が集積しております。

黒川委員

それは、多分TPPに関係なしに計画立てとる話やけん、そして先ほど言った食と農林漁業の再生計画の7つの基本計画の1つでいったら、平たん部が 20 から 30 ヘクタール、それから中山間地が 10 から 20 ヘクタール。こんな大きなことをしなければ生き残れないということを考えたら、矢野課長が今計画しとんで、TPPに対応して徳島県の生き残りをかけることができるんですか。

矢野農地計画課長

今申しましたのは、あくまでも集積対象となる方に集積するという計画でございまして、別途、先ほどからも申しましたように本県は園芸物が盛んであるということで、園芸物であれば、1経営体を1家族としましたら、おのずから幾ら拡張しても限界があると。ただし、お米のような土地利用型であれば、本県においても一定の圃場整備等、基盤整備が済んでいる地域であれば、既に集約してかなり大規模に経営されている方がおいでになるというふうに聞いております。こういう方であれば、ある程度お米をつくって採算がとれていけるんじゃないかというふうに思います。

黒川委員

豪州とか、アメリカといったら 100 ヘクタール、200 ヘクタールという大規模。とてつもない 100、200 どころでないんかな。もっと大きいですね、外国の場合は。そんなとこと太刀打ちするのに、今の話ではないと思います。

それで、本当にそういうことを考えるなら、行くしかない。その中でどう生き残るかというサバイバルをかけるために、徳島県としては外国の何百ヘクタールもあるところと太刀打ちするためには、これだけのことをしなければならないという青写真を、今、矢野課長がかいとるような青写真ではとてもお話にならんので。それを今から6カ月後につくるんじゃなくて、今からつくっていって、そして本格交渉の中で徳島県の、日本の食はこうしか守れない。日本の食料事情は外国から言われても変えれないとか、ここまでは譲れるとかいったような条件闘争に入れるような案を徳島県としてつくるべきだと思う。そのことがなければ、6カ月後を待ってから、

その後に入った中でもうやられっぱなしで、そんな問題になってしまったんでは、いかんと思うんですよ。

それで、そうしたことを考えるなら、本当に委員長も言よったように部長の職責というのがありますから、知事もここへ出てきて、この現場の状況、我々が今話しよるような状況を含めて、真摯に本格的な構えをつくっていく。そして、それがやられたけんど、何とか生き残ったというような形にTPP交渉についてはやる以外にない。それしかないというように今までの外交という、交渉という、特にアメリカがサバイバルをかけとるときに日本がそんなに中途半端な構えでいきよるでしょう、国は。ましてや、県もその後を追わえていきよるんだから、もっと中途半端ですわね。そんな状況の中では、とてもじゃないが国民や県民の食と命を守ることはできんなという思いをしているわけでありまして、知事の問題については、また後で協議したらいいと思いますが、ぜひそういった生半可どころか、命をかけて生き残りをかけるという思いであります。部長、そんなところでやめますが、御答弁があったら。

豊井農林水産部長

今、黒川委員から県のほうでもTPPに仮に入ったことを想定してということでお話がございましたが、先ほど来、私どもの次長も申し上げましたように外交の問題で、国が先見的にどういう形で対応するのかといったところが非常に大きい要素があるのではないかと思っております。

基本的にTPPに入りますと、例えば関税は 10 年間でゼロにするといったことが原則だと言われておりますが、しかし、私ども日本の主食は米でございます。米のそうした関税をゼロに撤廃をして、果たして日本の主食である農業、農林水産業が守れるのかどうかといった大きな問題がございます。ここらあたりは、国のほうでしっかり外交交渉を行う前にやはり情報を開示し、国民の意見あるいは諸先生方の意見も聞きながらどういう形で進めていくべきかということは、しっかりと国のほうでスタンスを決め、やっていただかなくちゃいけないというふうに思っているわけでございます。

そういうこととは別に、先ほど来、大西委員からお話がありましたように、これは国の見解でございますが、TPPとは別に日本の農林水産業を成長力ある産業、あるいは競争力ある産業にするために、食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画が 10 月 25 日に国から示されたところでございまして、それにつきましては、まさに国からある程度、具体的な問題も示されたわけでございますので、それが本県にとってどうなのかということを十分検討をして、状況に応じて国に対しても意見を申すことを考えていかなければならない。例えば、この基本方針、行動計画についても財源がどうだとかいう具体的なことが示されていないわけでございますので、そこらあたりも私どもとしては、十分分析をしながら対応していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、黒川委員おっしゃいますように、県として行動計画ということがございますが、やはりTPPについて言えば、国が日本の国の姿も含めてどういうふうに 21 分野にわたるものについて、対応していくのかといったことをしっかりスタンスを決めていただいて、その情報開示も地方にしていただく中で、地方のありようというものも明らかになってくる部分があろうかと思いますので、そこら辺につきましては、国に対して、情報開示をしっかりしていただきまして、メリット、デメリットも十分分析しながら考えてまいりたいと考えているところでございます。

黒川委員

情報開示は当然求める。今までも情報開示をせんと協議に入りますって言うたでしょう。今後もそういうことは何カ月おくれか、そういう状態は今からもどんどん続きますよ。続くことは間違いない。そうしなかったら外交の問題だからということで、そんなこと回避しません。そしてそのうち、政権がどうなっとるかわからんような形になると思います。それでも求めなきゃいかんし、また求めるための行動も起こさないかん。もう一方では、こちらの生きるための施策をしっかり考えながら、限られた情報に対して、果敢に抵抗闘争を組む、そういう体制づくりをし、そしてそれを国に対して求めていくという、非常に柔軟な、なおかつ強力な体制をつくらんかったら、とてもじゃないおくれをとって後の祭りになるんじゃないかという思いもしてます。きょうはここぐらいで置きますが、また付託のほうでお話しさせていただきたいと思います。

それで、地元というんか、市町村の私のところでも、国土調査、地籍調査の問題、来年度の国の予算、県の予算、市町村の予算段階でこれまで地籍調査ということは、徳島県は全国的に見てもおくれているといったような状況の中で、平成 21 年、22 年、23 年の3年間にわたって予算を倍増していただいて進展してきたという結果も出てますし、全国的にもよく頑張っているということになったわけでありますが、問題はそれからです。

この予算が、21、22、23 は倍増して、それが今度 24 年度には、もとの予算体制に戻るという心配を市町村は戦々恐々としてるんです。最近の問題でいえば、東海、東南海、南海地震、三連動地震でその対策をするためには、国交省の関係では財務省に対して、予算要求をしっかりしているわけですが、徳島県の場合は平成 20 年度の予算でも構わんような雰囲気を醸し出しとるということを仄聞しているわけであります。

それで、これまでの地籍調査というのは三連動地震とか、3.11 の地震ということに対して、ほとんど感じてなかった問題が今度の地震によって何が起こったかといったら、東北の宮城、岩手、福島の浜通りというところは、ほとんど九十何%地籍調査が終わっとんです。終わっとったから、ああいう津波による被災があっても、もとの土地の形状がわからんようになっとっても、もう一回再現できる。建物もなくなった。河川もなくなった。農地も林地も田畑がなくなっても、地籍調査が進んでいるからできるということで、今からの復旧、復興がそういう面ではスムーズにいける素地があるんです。

しかし、徳島県の場合には、三連動地震が起こった場合、特に津波に関係するところは、全然、国調も進んでいない。さあ、次からやろうかという自治体もあったりして、非常におくれている状況の中で、地籍調査を早急にまたバージョンアップしなければ、単に高齢者がふえた、境が云々というんじゃなくて、そういう大地震、津波に対する構えができてなかったのが、今までの状況だろうと思うんです。

そういう意味で考えたら、この問題に対して、今の3年間で予算をつくってきたすばらしい実績をさらに継承する、発展させるということがなければ、三連動地震に対して、先ほど言ったような話で土地の所有が明らかになってなかったら、地籍調査が十分できてなかったら、何にも前に向いて進まないというのはあの地震から問われるわけでありまして、そういった意味で、これは部長から担当課長のほうが、財政当局にどういうふうにそれを説明するか。そして、地元の市町村は今までやってなかったとこでさえ、やらんかったら大変じゃという状況もほとんどの人が共有できるようになったということでありますが、ここら辺について3年間、そしてその前の予算編成したんと大きな違いがあるんですが、そこら辺について、実績というのか、そういったものについてのお披露目をしながらしっかり頑張ってほしいんですが、いかがですか。

矢野農地計画課長

平成 21 年度から平成 23 年度の3年間の成果に関する質問でございますけれども、まず3年間で 142.4 平方キロメートルの地籍調査が完了いたしております。この面積は、大体、吉野川市全域に相当するぐらいの面積だというふうに御理解いただけたらと思います。

実施いたしました市町村につきましては、平成 22 年度に藍住町が新規に着手、平成 23 年度には牟岐町が新規に着手、また、休止しておりました神山町が再開をいたしております。その間の新規の雇用者につきましては、新たに雇った方が平成 21 年度に 226 人。平成 22 年度に 260 人。平成 23 年度は、9月末現在でございますけれども 231 人で、延べ 777 人の新たな雇用を生んでおります。

なお、平成 21 年度、22 年度の2年間の進捗率の伸びにつきましては3ポイントで、これを全国的に見ますと和歌山県、高知県と同率の全国2位でございます。

黒川委員

地籍調査の効果というのは、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という体制で、本来は国土調査というから国が 100%出さないかんのが普通なんですよ。それを市町村や県に対して負担しろというのはけしからんという、もっと言えば国が3分の2出しよったときもあるんですよね、実績は。それを減額してきて2分の1になったという中で、ペースが落ち込んできた。そして、そうはいっても目に見えるところから公共事業というところで、地籍調査がおくれてきた。徳島県は特におくれとんです。そういった中で、21、22、23 の3年間は、しっかり頑張ってくれたんですが、これが来年度、2012 年度の予算でもとへ戻るということになれば、牟岐町も始まった。美波町もやろうかっていうことを言よる。阿南なんかもおくれとるし、海陽町もとてもじゃない、悪い。阿南なんかは、16.7%の進捗率ですからね。できとるようやけんど、できてない。それ以外の鳴門、小松島も入るんですが、徳島も。

そういう意味で、この予算というのは、県ももとへ戻すということをすれば、市町村もこれで済んで進捗率が落ちて、今言った三連動地震にも対応できない。そしてこれは、急に 100 億円、1,000 億円振り込んだといってできるもんでない。ステップ・バイ・ステップで着実に地籍調査をしなければならない。その効果は何かっていったら、さっき言ったように境界がはっきりする。それから、雇用の問題があるとか、もう相当なメリットばっかりだというように思ってますが、そして、国調の予算のうちの 80%を、県費負担、市町村の負担の 80%は特別交付金で戻ってくるということになっとんです。ということはほとんど、県と市町村の負担金は要らないということに、財政の段階ではなっとるわけでありまして、これぜひ国は三連動地震を踏まえて、予算要望は、国交省は財務省に対して、ふやしとんですよね。その中で、徳島県はもとへ戻るやいうことになったら、これは何をか言わんやでありまして、市町村は今までどおりやってほしいし、本来もっとふやしてほしいということがあるんで、そういう状況をかんがみて、しっかりこの問題に対して対応してほしい。部長自身が、地元の市町村の意見を多分吸収しとるだろうけんど、そういった面でもとへ戻すようなことにはならんようにやってほしいなということで思うとんですが、いかがですか。

矢野農村農地政策局長

今の黒川委員さんの御質問でございますけれども、現在3年間で予算を倍増しまして、来年以降の予算につきましては、厳しい予算状況の中、三連動対策、それと基盤整備、それと地籍等いろいろとそういうものがございまして、現在調整中でございます。

黒川委員

それ以上は答弁できんから、部長が答弁せんかったんかもしれませんが、いろいろ市町村が徒党を組んでというのでないけど、今度も知事のほうに要望活動をするということになっとんですよ。知っとるかどうか知りませんが。そんなことになってますし、私もそういういろんなところで、しっかり知事のほうには説明したいし、私が6月議会で質問したときにも着実にやるというような答弁をしとるんですよ。もとへ戻すやいう答弁はしてないですよ。これは来年度の予算についてでありますから、市町村の要望も国もそういう構えでおる中で県だけが、そこから後退した局面をつくらないように申し上げて終わります。

来代委員長

ほんまにTPPが大事だったら、豊井さんに聞いてもわかれへんのよな。ほんまのこというたら、外務のことやから。だから、知事が一番よう知っとんよ。知事に詰問するんでなしに、知事が、知事会とかで仕入れたネタがあるんなら、こういうことだと。でないと、県民やって、マスコミの一部の人が私賛成じゃと言われたら、賛成と思いよる人もおる。だから、ほんまに徳島県はどうあるべきかということで、知事に本心、あるいは考えをできればここへ来てもらって、委員の皆さん一人一人が意見を聞いて、そして徳島県のためにどうするべきかという答えが出るかもわからん。出んかもわからん。しかし、これは私の意見ですけれども、皆さんも会派の中でいろいろあると思うんで、どうしても聞きたいということであれば、またその意見を取りまとめて知事さんにここで聞こうと思うし、それは委員会でできるんですよ。それで、もう聞かんでもいいというんだったら、それもよし。ちょっとの間、時間があるから、また考えて付託までにいろいろ教えてもらえますか。

達田委員

先ほどから、TPPのことに関していろいろ意見が出てまいりました。私もこれについては絶対に反対という立場なんですけれども、TPPに関しては余りにも情報がないというのとともに、TPPイコール農業の問題だというふうに矮小化されてしまっている、そういう面があるんじゃないかと思います。この間、いろんな情報が少しずつ、少しずつ出てはまいりました。そうしますと、本当に農業だけでなしに、これは国民の生活全般にかかわる問題なんだと。特に私は消費者として、消費生活が非常に脅かされる問題だということを非常に危惧しております。ですから先ほど、徳島県庁の中でTPPの対策企画員室ができておりますということなんですけれども、農業だけが非常にデメリットで、ほかのところにはメリットがあるんだというような、そういう考え方に基づいて、県庁の中でも温度差が非常にあるんじゃないかと思うんです。これに対して、どのように調整をして、やっていくのか。反対といっても農林部門だけで、そういう声を上げるのか。それとも、県としてすべて一丸となってやっていくのかという、そこにかかっていると思うんですけれども、この考え方をお聞きしたいと思います。

志田農林水産政策課政策調査幹

今、達田委員のほうからTPPの御質問をいただきましたけれども、TPPにつきましては、大きく2つに分けまして、関税の撤廃の問題が1つ。それともう一つが、物以外の人、情報、金融サービス等の国境を越えた行き交いについての新たなルールづくりということが交渉のテーマになっているというふうに伺っております。

それで、21 分野の交渉分野があるわけですけれども、委員もおっしゃられましたけれども、関税の撤廃以外の分野でも検疫の問題でありますとか、政府調達、あるいは資格職の人的な移動の問題とかいうのも含まれてくる可能性もある。あるいは、いろいろ医療面でも混合診療の問題でありますとか、営利企業の参入問題とか、我が国の皆保険制度にかかわるようなことも交渉になる可能性があるということも言われております。ただ、現時点ではそういった保険制度等については、交渉のテーブルには乗らないというような話もございますけれども、いずれにいたしましても国からの情報が少なくて、影響の度合い、どのような影響があるのかというのを判断しづらいという状況でございます。農林水産物への影響については、農林水産省が試算もいたしまして、そういう情報も提供いただいておるんですけれども、その他の分野についてはほとんど情報がないような状況の中で推移してきております。

それで、今の県のスタンスといたしましては、農林水産分野に影響があるから反対ということではなくて、それ以外の分野でも情報が不足しておって、このTPP交渉参加について、国民、県民の合意が得られている状況ではないということで交渉参加には反対であるということを申し上げておりますので、農林水産分野だけの観点から反対ということではございません。

達田委員

TPPが国民生活全般にとって、これは国の形が変わってしまうのではないかという、そういう心配がされているわけなんです。先日、TPPとFTAを考える会議というのがあったそうなんですけれども、その資料をいただきまして、韓国がアメリカに対して、FTAを自由貿易協定ということで、参加ということでやっているわけなんですけれども、韓国はどうなっているのかといいますと、何があってももとに戻せないんだということが言われています。

電気、ガス、水道などの事業に外国企業が参入して、民営化して、社会的な混乱が生じたとしても、それも後戻りができないと。それでまたBSEの問題が発生したとしても牛肉の輸入は中断できないと、こういうことが言われてますし、また商工の関係で投資家とか、企業が韓国の政策で被害をこうむったら、アメリカ政府が韓国政府を訴えることができる。こんなことで、もうめちゃくちゃなんですよ。それから、また、アメリカの企業が期待した利益を得られなかったら、これも韓国を訴えることができる。こういうことで、韓米のFTAというのは、TPPのテストだと言われてるんですけれども、もしこういうところに参加してしまったら、国民生活そのものが大変になってしまうと私はそう思います。

そして、ことしの2月ぐらいでしたかね、工業とかの輸出部門では利益があるような資料が国のほうから示されておりましたけれども、実はそうではなくて、実際はこれがGDPについて非常に大きなメリットがあるように言われましたけれども、これは試算した人自身が 10 年間のトータルだというようなことも言っております。資料そのものに信憑性があるのかということも問われているわけなんですよね。ですから、そういうことから

見ましても、やっぱり県として県民の生活にどのように影響があるのかということを真剣に、今ある資料の中で外務省なんかがちゃんと出してますでしょう。今、参加しているところがどうなのか。どういうふうな条件でやっているのかというのがありますから、そういうものに基づいて、わかる範囲で試算をして、そしてお互いに意思統一をしていくということをしないと農業だけの問題というふうに矮小化されてしまって、そして結局押し切られてしまう。それで気がついたときには、アメリカの属国ということになってしまいかねないと私は思います。ですから、庁内でせっかくそういうふうに勉強会もされてやっているのであれば、やっぱり全庁挙げて同じような見解が出せるようにぜひお願いしたいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

新田農林水産部次長

TPPに関する御質問でございます。まず、委員御指摘のとおり、外務省からいろんな資料が出ておると申しましても、その可能性があるであるとか、それからおそれがあるとか、そういうふうな表現でまとめられておりまして、具体的にどれだけ定量的に影響があるのかということにつきましては、先ほど志田調査幹からも申しましたけれども、ほとんど情報提供されていない。もちろん、農林水産部につきましては、農林水産省のほうから具体的な数字を上げて説明を受けておりますけれども、そのほかの部局については、非常に情報が少ないというのが実情でございます。

私どもといたしましては、県を挙げまして企画員室のほうで情報共有をいたしまして、ばらばらという御指摘がありますけれども1本でやっておりますので、今後も引き続きしっかりとした対応をしていきたいと考えております。ただ、やはり外交問題でございますので、具体的に批准手続でございますとか、どういうふうな内容になるのかとか、そういうこと自体がまだ国のほうから示されておりません。繰り返しになりますが、今後、実際に外交交渉が始まりますが、事前の協議の段階でいろいろ各国とのお話が国から示されてまいると思いますので、具体的に今どこまで影響が、このTPPで例えば、農林水産業でいいますと全く関税が撤廃された場合というふうなことで、何の手だてもしない場合にこれだけの影響があるということをやっておりますが、まず、私どもといたしましては、どのような関税体系になるのか、センシティブ項目と申し上げておりますけれども、その関税、それから手続面等で除外される項目が、どのような形になるのか。それから、国のほうでどういうふうな財源で、どういうふうな規模で、どのような対策を打つのかということによりまして、私どもが打つ対策も全く変わってくるという実情がございます。

したがいまして、そこら辺の外交交渉で具体的にどのように出てくるのかということと、国が先ほど申し上げました食と農林漁業の再生のための基本方針、これも部長から申し上げましたが、中身がそのスケジュールも実際にどういうやり方をするのかということも非常にあいまいなところもございます。ただ、24 年度の概算要求にも一応いろいろ上がっておりますので、実際に国のほうでその内容がどういう形で都道府県に対しまして示されていくのかということを見きわめまして、私どもといたしましては、県庁挙げて、一致しましてしっかりした対策をとってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

達田委員

TPPそのものに入らないことが、農業を守る、水産業を守る、林業を守るということになると私は思うんです。

基本は、例外なき関税撤廃。これが基本なんですから、自国の主要な食物、命を守る食物については、どの国もちゃんと関税をかけて守っているわけですから、やはり日本だけが例外やいうことはあり得ないわけですよね。ですから、やっぱり日本の食料をきちんと守るという、そういう立場に立って見れば、やっぱりTPPがどれだけ理不尽なものかと、そこに入ろうとしているかということがわかるんじゃないかと思います。ぜひ、そこを足並みそろえていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、農業に関しては 329 億円と、以前から数字が出てるんですけれども、先日、漁業関係者の方と懇談もありました。そういう中でお話をお聞きしますと、漁業が非常に大変な状況、燃油の問題もありますし、漁獲高そのものが非常に減っているんだということで、経営が大変な状況にありますというようなお話も伺いましたけれども、もし、このTPPに参加してしまった場合に、漁業関係の影響額というのは試算されているんでしょうか。もしもの話になりますけれども。

志田農林水産政策課政策調査幹

先ほど来、影響額につきまして、試算の結果、329 億の生産額の減少になるというふうに申し上げておりますけども、これは農林水産業全体の数字でございまして、そのうち、水産物関係につきましては、37 億という試算になってございます。

達田委員

主な魚種とか、あるいは水産物。徳島県内でとれているものの影響額というのは個別に調査されておりましたら、教えていただけますか。

志田農林水産政策課政策調査幹

この試算につきましては、農林水産省のほうで水産物に関しては基本的な考え方、一部例外がありますけれども、基本的にはTPPの参加によって関税が撤廃された場合に、加工向けの食品が海外産品に置きかわると。それで、生食用の分は残るであろうという考え方のもとにどれだけ影響が出るかということを試算しておりまして、その国の試算の仕方に基づいて、それを本県に当てはめて計算しております。水産物で大きな物を申し上げますと、ノリで約8億円、それからウナギで7億円、イワシで7億円、ワカメで6億円といったところが大きな影響を受けるであろうというふうに想定している項目でございます。

達田委員

最近、漁獲高が低くなっていると、とれんのだということでお話しされておりましたけれども、昔だったら魚がとれんかったら、少なかったらその分値段が上がんよったけれども、少なくても値段が上がらない。それで大変な生活をせなしゃあないと。ことしのお正月を越せんかもわからんやいう、そういう仲間もいるんだというような話も伺いました。

TPPとは離れますけれども、漁業関係の方が非常に大変な状況にあるということで、生活支援のための融資制度のようなそういうものがあるかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

林農林水産政策課長

漁業者向けの資金があるかというお話でございました。

委員御承知のように支出関係につきましては、県の資金もさまざまあるわけですけれども、生活関係の資金ということになりますと県のほうではございませんでして、日本政策金融公庫が行っておりますセーフティネット資金というのがあるという状況でございます。ただ、セーフティネット資金につきましては、もちろん審査のほうにつきましては、日本政策金融公庫が行うということになるんですけれども、いささか条件がございまして、例えば借りることができる方ということになりますと、まず漁業所得が総所得の過半を占めるということが必要な条件となっております。その上で、状況がどういう状況にあるかということがありまして、最も多い例としましては、災害、台風でありますとか、津波でありますとか、そういう場合の被害を受けた場合は、借りることができるという状況でございます。それ以外の日常的なと申しますと、ちょっと違うかもしれませんが、収入が下がったという面につきましては、例えば、前期よりも売上高が 10%以上減少したというふうな条件がございますので、そういう条件に合う場合につきましては、この資金を借りることができるという状況でございます。

達田委員

できましたら借りやすい制度に工夫していただいて、本当に漁獲高が減る、あるいはこれは個人個人の責任でも何でもないですし、災害でも何でもないわけなんですけれども、そういう中で非常に頑張っておられる、こういう漁業関係の方々のために、お正月も越せんやいう話が出るようでは困りますので、ぜひそういう制度をつくっていただく。また、改善していただくという方向で、ぜひお願いしておきたいと思います。

時間の関係がありますので次に行きたいんですけれども、さきの議会で災害のところで中林の海岸堤防ですね。これが、非常に危険な状態だということで、堤防を守る対策を住民の皆さんがお願いしているわけなんですけれども、これはどうなっているでしょうか。進捗状況、いつまでにできる予定なのか、お尋ねしておきたいと思います。

大西水産課長

中林海岸における護岸対策についてのお尋ねでございますけれども、さきの台風 12 号によりまして被災しました中林海岸につきましては、今月の 24、25 に災害復旧の採択に向けまして、水産庁の査定官等による現地調査が行われる予定となっております。

達田委員

そしたら地域の住民の方が要望されていたような、こういうふうにしてほしいという、こうこうとかいろいろありましたけれども、それが受け入れられて、工事が行われるような方向に進むのでしょうか。それとも、これはできんけん、こういうふうにという形が変わるのか。要望どおりのものになるのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

大西水産課長

私どもとしましては、国の災害復旧事業に採択されまして、住民の方の不安、あるいは物的な被害というものがなくなるように最大限努めてまいりますけれども、24、25 の査定において、採択されますように全力でこれから取り組んでまいりたいと思っております。

達田委員

海岸の堤防が壊れるかもしれないという、非常に危険な状態です。いつ、ああいう高波がまた来るかもわかりませんし、津波のような大きな被害があるかもわからないという中で、不安な毎日を過ごされております。ですから一日も早く、堤防を守る対策をやっていただかないかんわけなんですけれども、これはいつまでに目的が果たせるのかという点ではいかがでしょうか。

大西水産課長

先ほども申し上げましたけれども、災害復旧事業、国の事業として、その対策を行うということが最善の護岸対策というふうに考えてございます。現在のところは、その採択を受けて、災害復旧事業が行われるように国と協議をしているところでございます。

達田委員

採択に向けてするのはもちろんなんですけれども、その採択に向けて、いつまでにできるように、採択に向けて取り組んでおられるのかということなんです。

大西水産課長

国とのこの 24 日、25 日の現地調査において、採択されればもちろんできるだけ早く、可能な限り早く、対策工事に取りかかりたいということを考えております。

達田委員

それでは、地元の方の要望を十分取り入れて早くできますようにお願いをいたしたいと思います。

それともう一点なんですけれども、新聞で見ましたJAの監督強化について、県がこれから頑張るんだということで記事にも載っておりましたけれども、北島支所で4人も逮捕者が出たということで、非常に残念ですね。私は、組合員さんのたとえ少額であっても、また、たくさんであっても同じですけれども、だまし取るというのは絶対に許せない犯罪行為だと思うんですが、それが１人でこそっとやってたというんじゃなくて、４人もそういう人が出てきたという、そこがどういう体制だったんだろうかと不思議でならないわけなんですけれども、県は今後の犯罪防止策、あるいは組合員さんの利益を守るという立場でどのように対応されていくのか、その点お伺いしておきたいと思います。

石井検査指導課長

ただいま、達田委員さんからJA板野郡の満期共済金等詐取事件についての御質問をいただきました。

この事件につきましては、基本的には農協の内部チェックの甘さに加えまして、現金支払いの慣例、あるいは長期に同一の部署や支所で勤務する人事異動が少ないことなどの環境につけ込んだ手口で行われております。これは、農協自身における法令等の遵守体制や組織管理の不十分さ等についても、この事件の背景となっていると考えているところでございます。

このような事件を今後防止していくためには、まずは農協自身の内部統制の徹底、これを図ることが大前提であり、農協自身において内部チェック機能の強化、あるいは人事ローテーションの実施、不正の起こるすきをつくらない事務処理システムの確立などを図るとともに、組織全体としての指揮命令や管理体制の強化等を再構築していただくことが重要であると考えております。

このようなことから、県では事件の発覚以降、具体には3月2日、組合役員からの報告を受けまして、事実関係の徹底調査、組合員等への説明、再発防止策の策定等を指示したところであり、その後3月 17 日には、不正防止に関する取り組みの強化等について文書を発出し、その後、6月 17 日の組合から警察への刑事告訴を経まして、先般9月 28 日、2名の逮捕を受け、再発防止策の再検討、あるいは警察捜査への全面協力を指示するとともに、先日、11 月 11 日の元職員2名の追加逮捕という事態を受けまして、現地にて組合長ヒアリングを実施したところであります。この中では、直近の事実関係の把握と改めて再発防止策の徹底を指示いたしました。そしてまた、平成 23 年 11 月 16 日、今週水曜日でございますが、県とJA指導対策協議会との共催でJA不祥事対応緊急管理者会議を開催し、コンプライアンス及び組織管理の強化、各事業における不祥事等の徹底を強く求めたところでございます。

今後とも組合自身の再発防止計画が着実に実行されるよう指導、検査の両面から対策を強化してまいりたいと考えております。

達田委員

こういう問題が起きるたびに県の検査はどうだったんだろうかというようなことが問題にされますよね。これ、くどくど申しませんけれども、やはり監督官庁の役目というのをJAに対してびしっびしっと物が言える立場にあるというのは、ここしかないわけですから、きちんと指導ができる、そういうふうな体制、毅然とした態度をとっていただきたいと思うんです。

それで、3月にも改善計画を提出して、こうしますというような返事もあったということなんですけれども、それがきちんと遵守されているのかどうかというのを、今後見きわめていくことが大事だと思うんです。それで、こういうことがあった組合に対して、年に1回程度とか、支所がこれやっとるわけですけれども、支所は3年に1回ぐらいしか、なかなか検査できなかったということなんで、やっぱりその検査の体制をもっともっと強化していくのかどうか、1点お伺いをしておきたいと思います。

蔭山農林水産部副部長

検査体制の充実、強化が必要ではないかというふうな御質問をいただきました。

先ほど、石井課長からも話がありましたとおり、不祥事の防止というのはあくまでも農協の責任でございますので、まず、農業協同組合自身が内部統制でありますとか、事務処理の規程等をきっちりつくっていただいて、それをきっちり守っていくと、そういう体制を確保することがとにかく一番であるというふうに考えており

ます。
　ただ、県といたしましては、そのようなことが、達田委員からもございましたように十分に守られているのか、またその結果を検証し、次に改善するべきところがないのか、そういうところが県の役割だと考えておりますので、より効率的で効果の上がるような検査を今後ともしっかりと行ってまいりたいと考えております。
　以上です。

達田委員
　農業協同組合法では、監督という、そういう項目がございます。ですから、JAが何もかも全部責任を持ってきちんとやりますという、そういうのであれば一番理想的なんですけれども、そこにやっぱり監督という、その役目が必要なときですよね。ですから、その役目をきちんと果たしていただいて、そして再発防止ができるような体制づくり、それについて、やっぱり県も指導的立場を発揮していただきたいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

蔭山農林水産部副部長
　今回の事件は、先ほど達田委員からもお話がございましたように、犯罪という、いわゆる不適切というのではなく、不正の問題でございますので、その問題についての再発防止は当然図っていかなければならない。それは、県の指導監督の中で可能な部分については、十分にこれまでも対応してまいりましたし、今後ともしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

達田委員
　県民も注視していると思いますので、ぜひよろしくお願いして終わりたいと思います。

来代委員長
　ほかに質疑はございませんか。
　（「なし」と言う者あり）
　それでは、これをもって質疑を終わります。
　以上で農林水産部関係の調査を終わりますが、東京から来た人は寺尾課長1人なんよ。だから、情報は寺尾さん以外に入ってこんのよ、東京の考え方な。だから、ように情報を収集して教えてほしいし、また皆さんの中で知事の考えを聞きたいというのがあったら、それは付託のときに考えますので、それまでに教えていただければ幸いであります。
　以上で農林水産部関係の調査を終わります。
　議事の都合により、休憩いたします。（12 時 34 分）